

劇作家と著作権

戯曲デジタルアーカイブの秘める無限の可能性

福井健策

弁護士（日本・ニューヨーク州）
／日本大学芸術学部 客員教授
HP : <http://www.kottolaw>
Twitter : @fukuikensaku

長らく、戯曲のデジタルアーカイブの必要については色々提案してきた。「ト書き」でも2013年の50号以来、折にふれて書いてきたね。コロナ禍に見舞われて舞台芸術界が壊滅的な打撃を受けた時、自分も非力ながら色々奔走し、野田秀樹さんから相談を受ける形で「緊急事態舞台芸術ネットワーク」^(A)を立ち上げたお話は65号で報告した。東宝・松竹・四季から、新感線・ネルケ・文化村に大人計画、そして劇作家協会の皆さんも関わる数多くの劇団など244団体（執筆時）が集まり、演劇緊急支援プロジェクトさん等とも協力して、様々な現場支援を展開した。

その中に、文化庁の委託事業としておこなったEPAD事業がある。詳細は「ト書き」66号で報告したが、寺田倉庫さんと組んで過去の舞台映像や戯曲・舞台美術資料などを収集し保存公開し、権利処理可能なものは商用配信を目指す、というもの。映像は1283本が集まり早稲田大学演劇博物館で公開、併せて200本以上が既にU-NEXTなどで商用配信開始されている（EPADポータル^(B)）。中核の一つが、劇作家協会に受託団体になっていただいた戯曲デジタルアーカイブ事

業だった。皆さんのご努力で553本の素晴らしい戯曲が集まり、上演を強く意識した検索機能付きで公開され、そのほとんどが無料ダウンロード可能。前回「日本の戯曲アーカイブの水準は一気に世界レベルに達した」と書いた通り、素晴らしいアーカイブだ。大変ご苦労様でした。また、おめでとうございます。

劇作家と著作権

そんな中、「ト書き」の丸尾編集長からアーカイブ特集号を出すのご連絡をいただいた。つきり「お陰様で」という御礼の電話かと思ったら、「アーカイブ構築してみたら劇作家は相変わらず著作権のことをサッパリ判っていないと判明したので、わかりやすく記事で説明せよ」という依頼だった。

「……いや、20年『ト書き』で著作権講座やってきたから！ そそも28年前に協会立ち上げる時に権利問題に取り組むって話だったから！ それで判ってないなら、もう永久に無理じゃないの？ もう放っておいてあげたら？」と心でつぶやいて、ついでに口にも出したものの、引き受けた。なぜか。今後、戯曲や公演のデジタル配信やアーカイブ化は

れたものでない限りは、引用は無理だ。(2)引用した箇所、他の箇所との明瞭な区別。例えばカッコでくくるなどだ。上演の際も、伝えかたなどで「あ、人の作品だな」とわかる工夫が必要だろう。

(3)主従関係。いわば、自分の書いた箇所があくまでメインで、人の作品はその説明の補足に必要な程度で使うということだ。分量的に何パーセントなら良いという絶対基準はないが、その部分だけを読ませたり聞かせたりして楽しませるようなレベルだと、もう「借りすぎ」の疑いが強い。(4)関連性。(3)とも通じるが、文脈上、引用するだけの関連性というか必然性は、ある程度は問われると思う方が良さそう。

(5)改変禁止。人の文章などを勝手に一部書き換えると、およそ敵しい。この関連で替え歌には面白い問題があるが、これも「18歳の著作権入門」などを参照のこと。(6)出典の明記。非常に重要な注意点で、誰の何という作品を借りたのか、できれば原典の出版社などとともに表示することが必要だ。表示の箇所はできるだけ引用箇所と近接するのが良く、よって戯曲の最後に「引用元一覧」というようにまとめて記載するのは、あまり望ましくない(参考にしただけの「参考文献は別途」ここでは実際に引用した作品の話。文脈上、誰の何という作品か台詞の中でわかるか、あるいは戯曲でいえば引用箇所のすぐ後に記載する方がベターだろう。上演の時には、台詞の中に出現がないならせめて、全員配布の紙に記載する、などだろうか。

いかがだろうか。こうした注意点を守れば、例えば歌謡曲なども引用として、無許可で使える可能性は高まる。なお、作品をアーカイブとして集める際に

確実に進む。その中で、権利知識無しでは現場が今まで以上に苦労することは見えており、トラブルになってから事後的に相談されるともっと大変だからだ。

という訳で戯曲デジタルアーカイブを祝して、「もうこれが最後の劇作家のための著作権入門」である。と言っても、ここで書くのはさわりであり、拙いながら各所で書いてもいるので、基本はこちらなどをお読みください。EPADサイトの「権利のこと」ページ（YouTubeの講義動画もあり^(C)）

「18歳の著作権入門」(ちくまプリマー新書^(D))
「ト書き」過去記事(この機会に全文ウェブ公開されました^(E))

では、ごくさわりを始めよう。まずは簡単な表。

著作権の考え方	
①「著作物」を「利用」しているか	NO → 利用可能
↓ YES	
②利用を許す例外規定はあるか	YES → 利用可能
↓ NO	
③権利は存続中か	NO → 利用可能
↓ YES	
④権利者・管理者と連絡可能か	YES → 連絡・条件協議
↓ NO	
⑤「利用裁定」が得られるか	YES → 申請へ
↓ NO	
⑥(計画の見直し検討)	

①「著作物」を「利用」していないかが、いつでもスタートである。

曲に掲載する許可は簡易に取れる。ただし注意点が三つ。

第一に、JASRAC等は利用法ごとに別な許可・別な使用料なので、戯曲に掲載する手続をしても、それを上演したり配信したりする際には、また申請と支払が必要だ。(あくまでも引用にあたらぬ、許可が必要な利用の場合) 第二に、JASRACの許可だけでは無理な場合がある。例えば外国曲を翻訳する場合、それから外国曲を映像収録する場合(シンクロ利用という)、また、同じ戯曲を海外で出版・上演する場合だ。こうした場合には、別途、権利者と直接対価を交渉したり、海外のJASRAC的な団体とその都度処理をしなければならぬので、要注意だ。

更に、以上は作詞・作曲の話であり、例えばCDなど既存の音源を使う場合には、著作権とは別な著作権隣接権(通称・原盤権)という別な権利があるので、その許可も必要だ。これは、通常はレコード会社が管理しており、JASRACのような集中管理は部分的にしかされていない。レコード会社との直接交渉となり、かなり大変だ。YouTube音源の場合も、同様に原盤権が問題になる上に、誰が原盤権者かわからず苦労することも多い。この辺り、詳しくはEPADポータルをどうぞ。

例えば、人の文章、歌詞、映像や写真・絵などはたいはいは著作物だ。それを戯曲にそのまま掲載したり、舞台上で映写などすれば「著作物の利用」となる。ただし、著作物にあたるのは「創作的な表現」だ。よってそのレベルに達しない「ありふれた表現」や「歴史的なできごと・客観的事実」「短い名称」は著作物でないで、例えば人の作品から題名やごく短いフレーズを借りるだけの場合などは、実は自由だ。登場人物がクライマックスで誰かに向かって、「君は薔薇より美しい」と告げたとしても、(どう成立させるんだという問題は別として)この程度の短いフレーズならおそらく著作権的には問題ない。

「商標権は？」という質問が大体ここで出てくるが、作品中で単にフレーズが登場する程度であれば登録商標でも気にすることは無い。また、人の作品から基本的な着想だけを借りるのも著作権的にはセーフなのだが、詳しくは前述「18歳の著作権入門」などを。

②それを超えて著作物を利用する場合、例えば人の小説から数行にわたって登場人物が暗唱するとか、歌謡曲を歌うとか、そもそも人の作品を原作にして舞台化するとかいった場合には、それを許す「例外規定」が著作権法にあるかが問われる。

まず、原作として使う場合にはそんな例外規定は存在しない。フレーズや曲を借用する場合には、引用の例外にあてはまるかがポイントだろう。人の作品を自分の作品の中で紹介する「引用」は許されており、許可は不要だ。引用の注意点は、裁判所の判断も揺れているが、概ね次のようなものである。

(1)公表作品しか、引用はできない。よって、手紙やメールは書き手の承諾のもとに公表さ

戯曲アーカイブの可能性

今回、戯曲アーカイブで特に素晴らしいのは、上演許諾の申請フォームをまがりなりにも備えたことだろう。これは是非続けていって、できれば進化させていっていただければと思う。海外でもサミュエル・フレンチ(現Concord^(H))のようにネット上で膨大な戯曲を入手でき、上演申請も簡単にできるサイト(いわば上演窓口付きのアーカイブ)は発達しており、恐らく戯曲の上演拡大に劇的に役立っている。

政府も今、各分野での権利情報のデータベースや利用申請窓口の統一化を、作品じたいのアーカイブの充実とともに強く打ち出しており、今後、様々な政策が進んでいくだろう。筆者個人も、EPAD実行委員会もここには関与していくし、協会にも是非、戯曲の権利の総括元として手を挙げ続けていただければと思う。ちょうど著作物の教育利用を自由化してその代わり相当な額の補償金が権利者に配分される、「SARTRAS」^(I)という仕組みが本格稼働した。こうした様々な機会が協会の手を挙げ続けることは、戯曲の普及・上演機会・収益機会という意味で、今後にとって大きな違いを生んでいくように思うのだ。

- A** 緊急事態舞台芸術ネットワーク <http://www.jpasn.net>
- B** EPAD ポータル <https://epad.terrada.co.jp>
- C** 「権利のこと」(EPAD内) <https://epad.terrada.co.jp/index.php/category/kenri>
- D** 「18歳の著作権入門」(書籍) <https://www.amazon.co.jp/dp/4480689281>
- E** 元のウェブ連載 <https://japan.cnet.com/sp/copyright-study>
- F** 「ト書き」過去記事 <http://www.jpwa.org/main/thecontract/copyright-lecture>
- G** 青空文庫 <https://www.aozora.gr.jp>
- H** サミュエル・フレンチ(現Concord) <https://www.concordtheatricals.com>
- I** SARTRAS <https://sartras.or.jp>